

(仮称) 吹田市環境まちづくり影響評価条例案の骨子
～吹田市環境影響評価条例の改正～

1 はじめに

本市は、まちづくりを都市計画に関する制度、望ましい景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続など、各分野のまちづくりに関連する制度により推進してきました。その中で、吹田市環境影響評価条例(以下、「条例」という。)は、開発事業者が必要な環境保全措置を実行する上で、有効にその機能を果たしてきました。

今後、これらの制度の連携を一層強化することで、「環境世界都市すいた」というスローガンのもと、全ての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、市民・事業者・行政の協働により、循環を基調とする低炭素社会の実現を目指します。

このような環境を基盤においたまちづくりの考え方を「環境まちづくり」とし、吹田市第2次環境基本計画に基づき、持続可能なまちづくりに計画的に取り組んでいきます。

2 背景と目的

条例が果たしてきた役割

本市は、これまで条例の運用により、大規模な開発事業者に対して、事業者自らが環境負荷の低い計画に取り組むよう働きかけ、環境負荷の低減に努めてきました。

吹田市の現状

しかし、一部地域において、条例の対象とならない規模での事業が集中的になされ、まちの様子が大きく変わった事例が見られます。今後、千里ニュータウンの再生や東部拠点でのまちづくりが進むとともに、民間宅地での大規模な開発事業の実施も見込まれます。

まちづくりの方向性

事業者が積極的に「環境まちづくり」に取り組むためには、環境面で十分な配慮を行うことが、事業計画地周辺はもとより、より広い地域の環境へも良好な影響をもたらすだけではなく、事業価値の向上にもつながる、という認識が市民・事業者・行政に共有されなければなりません。

そのためにも、内容が市民にとってわかりやすく、事業者にとっても取り組みやすく、しかも効果的な仕組みが必要となります。

以上の考え方にに基づき、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより「環境まちづくり」の推進が図られるよう制定後10年以上を経過した条例を改正し、(仮称)吹田市環境まちづくり影響評価条例を制定するものです。

3 改正の趣旨と内容

(1) 「環境まちづくり」を推進します

事業者が事業の実施及びその後の事業活動に当り、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 対象事業（詳細は別紙1に示しています）

ア 対象事業の種類を改正します

条例の果たしてきた役割を踏まえ、同時に「環境まちづくり」の推進を図るため、対象とする事業の種類を改正します。

不特定多数の利用者が集中することにより交通や騒音などへの大きな影響が想定される「商業施設の建設」及び「運動・レジャー施設の建設」を新たに対象事業とします。

現行条例の対象事業のうち、商業施設などの主たる事業そのものに交通問題が含まれている「駐車場の建設」、及び市が景観面における制度などを充実させたことにより事業者を総合的に誘導することが可能となった「高層建築物の建築」については、改正条例での対象から外すものです。

イ 対象事業の規模要件を改正します

本市の地域特性を考慮して、対象事業の規模要件を見直すとともに、これまで規則で定めていたものを条例で定めることとします。

(3) 実施手順（詳細は別紙2に示しています）

ア 環境まちづくりのための取組を事前に提示します

これまで条例の運用を通じて蓄積してきた知見により、事業者が開発・建築等を行う際の望ましい取組事項を示した「環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」を策定し公開しています。これにより、事業計画に先立つ早い段階から、事業者が環境まちづくりのための取組を検討することが可能となります。

イ 図書の名称を変更します

環境影響評価手続での「実施計画書」、「準備書」、「評価書」、「事後監視報告書」という名称がわかりにくいという意見がありました。そこで、それぞれ「提案書」、「評価書案」、「評価書」、「事後調査報告書」とします。

ウ 事業実施後の図書に対する審査手続を追加します

「事後調査報告書」の内容について、審査を行います。その結果、必要があれば追加の取組を講ずるよう求めます。

(4) 手続期間

標準的な審査期間を設定します

各図書の提出から市長意見書などを送付するまでに、必要となる標準的な審査期間（提案書提出の告示から審査書送付までの期間は6ヶ月、評価書案提出の告示から市長意見書送付までの期間は8ヶ月とします）を規則で定めます。これにより、市民及び事業者は、各段階の手続期間や手続全体にかかる期間を把握することが可能となります。

(5) 環境コミュニケーションの方法を改善します

一定規模以上の開発計画に対しては、これまで行政が事業者に対して開発の許認可を行う過程で、指導的な立場から計画の誘導を行ってきました。環境影響評価制度は、そこに専門家による科学的な審査や、市民からの意見を参考にする過程を加え、事業者自らがより良い計画へと、その熟度を高める取組を制度化したものです。

そのため、現行条例でも事業者からの図書の提出や市長意見書を作成した際には告示縦覧を通じて市民に広く周知を行っています。また、事業者による説明会や住民等からの環境の保全の見地からの意見書の提出、それに対する事業者からの見解書などの機会を通じて、事業者と住民が対象事業の環境影響について意見のやり取りをし、事業計画をより良いものにしていくための、双方向のコミュニケーションを保障する制度となっています。

しかし、科学的な審査に堪えなければならない環境影響評価に関する図書は、自ずと専門的内容となり、しかも情報量も多くなるため、その縦覧が市民にとって必ずしも有効なコミュニケーション手段とはなっていない側面があります。そこで、新たな制度ではわかりやすい図書の要約書の作成と、インターネットを活用した情報発信などを求めます。それに加え、市民は事業者に対して事業計画や環境保全措置に関する質問を提出でき、事業者は逐次これに答える制度を設けます。併せて、一方向のコミュニケーション手段であった説明会と公聴会制度を統合し、「意見交換会」を設け、より実効性の高い双方向のコミュニケーションを図ります。

このような改正を通じて、事業者は実施しようとする事業計画と環境配慮の内容を市民に迅速かつ正確に伝えることが可能となり、これを受けて市民は意見を提出しやすくなります。